

## 政策目標Ⅲ-2 住み慣れた地域で健やかに暮らせるまち【保健・福祉】

## 主要な施策Ⅲ-2-1 高齢者福祉の充実

## ◆基本方針

高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、高齢者の人格と個性が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

また、高齢者の持つ多様な能力を地域に還元できるよう、高齢者の社会参加や生きがいを進めます。

## ◆施策を進めるにあたって

高齢者の多くは、住み慣れた地域での生活を望んでいるため、在宅サービスの充実をはじめ、要介護などの状態となることを防止する介護予防対策の推進が重要です。

また、超高齢社会の到来など介護保険事業を取り巻く状況が厳しさを増すなか、給付と負担の均衡を図り、適正な事業運営を持続していくための取組が求められます。

## ◆施策の展開

## ①高齢者支援推進体制の整備

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、制度やサービス利用方法などの普及をはじめ、認定調査の適正化、苦情への適正な対応、サービスの質の向上など総合的な推進体制の強化を図ります。

## ②介護予防の推進

地域包括支援センター<sup>\*</sup>を核に、介護予防ケアマネジメント<sup>\*</sup>や相談、権利擁護などを行う包括的支援事業を効果的に推進します。

また、一般高齢者や要支援・要介護になる恐れのある高齢者に対する介護予防策として、介護予防一次予防事業<sup>\*</sup>や介護予防二次予防事業<sup>\*</sup>などを実施し、総合的な介護予防システムの確立に努めます。

さらに、高齢者の介護予防や健康づくりに向け、関連部局の連携強化のもと、介護予防体操の普及をはじめ、健康診断や健康指導、健康相談など各種保健サービスの充実を図るとともに、市民の力を生かした予防事業を推進します。

## ③高齢者関連施設の整備充実



高齢者福祉・介護関連施設の整備充実と適正なサービス提供の確保に努め、サービス提供基盤の強化を図ります。

## ④社会参加や生きがいの促進

高齢者の学習や健康づくり、交流の場の提供に努めます。

また、高齢者の経験、知識、技能が発揮できるよう就業や社会参加の促進に努めます。

## ◆成果指標

達成度を測るための指標	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
「高齢者の健康づくりや福祉サービスに関する取組」に対する市民満足度	52.1%	 (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
「介護保険制度の普及や介護サービスの充実に関する取組」に対する市民満足度	38.4%	 (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
高齢者在宅福祉サービスの利用者数	19,571人	19,900人	1年間に高齢者在宅福祉サービスを利用した人数
介護予防一次予防事業又は介護予防二次予防事業の参加者数	10,857人	12,000人	1年間に介護予防一次又は二次予防事業に参加した人数
老人クラブ加入率	26.6%	27.0%	60歳以上の人口のうち老人クラブ加入者が占める割合

## ◆市民と共にまちづくり

- 家族を含めた介護予防に主体的に取り組ましましょう。
- 高齢者の社会参加や生きがいに協力しましょう。

<sup>\*</sup>地域包括支援センター：介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関で、各区市町村に設置されます。2005年の介護保険法改正で制定されました。

<sup>\*</sup>ケアマネジメント：主に介護などの福祉分野で、福祉や医療などのサービスとそれを必要とする人のニーズをつなぐ手法のことです。

<sup>\*</sup>介護予防一次予防事業：65歳以上のすべての高齢者を対象に、高齢者が自ら活動に参加し介護予防に向けた取組が主体的に実施されるよう、講演会や教室などを通じて、介護予防に関する活動の普及啓発や育成支援を行うものです。

<sup>\*</sup>介護予防二次予防事業：65歳以上で要介護状態となる恐れの高い状態にあると認められる高齢者を対象に、個々の心身の状況などに応じて適切な事業を実施することで、要介護状態の発生を防止、活動的な生活を送ることができるよう支援するものです。

## 主要な施策Ⅲ -2-2 障がい者福祉の充実

### ◆基本方針

障がい者の能力や適性に応じて、住み慣れた地域で安心して暮らすとともに、自立した社会生活を送れるよう、生活、就労、相談など多面的に支援します。

### ◆施策を進めるにあたって

「障害者総合福祉法（仮称）」などの制度改革に対応して、「障害者基本計画・障害福祉計画」に基づき、ノーマライゼーション\*の一層の浸透、相談・情報提供体制の充実、各種サービスの充実、就労機会の拡大、社会参加の促進やバリアフリーのまちづくりなど障がい者施策の総合的推進に努める必要があります。

### ◆施策の展開

#### ①障がい者の地域生活移行の支援

福祉施設から退所が可能な障がい者が、スムーズに地域生活へ移行できるように、グループホーム\*、ケアホーム\*などの居住の場の充実を図ります。

また、施設や相談支援事業所と連携して、各種福祉サービスの組み合わせ利用を積極的に推進し、障がい者の地域での生活を支援します。

#### ②障がい者の自立支援の推進

障がい者の自立した生活を支えるため、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、特別支援学校、企業などとの連携により、一般就労に向けた就労移行支援事業などを推進します。


また、就労が困難な障がい者には、就労に必要な知識や能力向上のための訓練や生産活動の場の提供を支援します。

#### ③障がい者の生活支援の充実

地域生活を営んでいくなかで、障がい者が抱える問題の解決や必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用に向けてのケアマネジメントなどきめ細かい相談支援を行えるよう、相談支援事業の質の向上と相談支援体制の強化を図ります。

また、社会へのノーマライゼーションの理念の浸透や障がい者の権利の擁護など障がい者が安心して暮らせる社会づくりを推進します。

### ◆成果指標

達成度を測るための指標	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
「障がい者の就労支援や福祉サービスに関する取組」に対する市民満足度	46.7%	 (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
施設入所、入院から地域生活へ移行した人数	—	43人	計画期間（平成24～28年度）内の累計人数
就労移行支援事業*を利用して一般就労した人数	—	15人	計画期間（平成24～28年度）内の累計人数

### ◆市民と共にまちづくり

- 障がい者に対する理解と認識を深め、共に生活できるよう助け合いましょう。
- 事業者は、就労など障がい者の支援に協力しましょう。

\*ノーマライゼーション：1960年代の北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つで、障がい者と健常者とが区別されることなく、社会生活を共にすることが、本来の望ましい姿であるとする考え方のことです。

\*グループホーム：共同生活援助のことで、地域社会のなかにある住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において、数人の障がい者が共同で生活する形態で、専任の世話人により、食事や日常生活に必要なサービスが提供されます。

\*ケアホーム：共同生活介護のことで、障がい者が地域において自立した日常生活を営むうえで、必要な介護や支援などを行う施設のことです。家事の支援や食事、入浴の介護などを目的としています。

\*就労移行支援事業：一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、必要な知識の習得や能力の向上のための訓練を提供し、就労を支援することです。

主要な施策Ⅲ -2-3 暮らしを支える福祉の充実

◆基本方針

すべての人々にとって暮らしやすい地域社会づくりをめざして、地域住民をはじめとする社会福祉と関わる者の連携を図りながら、支え合いによる地域福祉の推進に努めます。

◆施策を進めるにあたって

福祉ニーズが多様化する一方で、地域の相互扶助機能は低下していることから、自助共助の精神を養うとともに、効果的な公助を提供することが必要です。

また、生活保護や国民健康保険のような暮らしの根本を支える制度を適切に運用することが求められています。

◆施策の展開

①地域福祉の充実

社会福祉協議会をはじめ、民生委員、児童委員、福祉協力員、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進し、身近な地域を単位とした助け合い活動を支援します。

②災害時要援護者支援の促進

日頃から、対象者の把握や必要な情報の収集に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに災害時要援護者への情報伝達や避難支援ができるように、制度の整備を図ります。

③国民健康保険制度の安定的運用

国民健康保険事業運営の安定化を図るため、関係部署と連携して、国民健康保険税の徴収率の向上に努めるとともに、積極的な医療費通知や後発医薬品<sup>\*</sup>の使用促進などにより、医療費の適正化に取り組みます。

④生活困窮者の自立支援

関係機関や団体と連携するとともに、種々の施策を活用して生活困窮者の就労や自立につながる支援を強化し、生活の安定・向上に努めます。

◆成果指標

達成度を測るための指標	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
「身近な地域における地域福祉に関する取組」に対する市民満足度	52.4%	▲ (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
国民健康保険にかかる地域差指数 <sup>*</sup>	1.133 (平成23年度)	1.100未満	「準指定市町村 <sup>*</sup> 」の指定から外れる数値を目標に設定

◆市民と共にまちづくり

- 地域における身近な福祉活動やボランティア活動に参加することで、ネットワークを広げ、互いに支える地域社会の形成に貢献しましょう。
- 身近にかかりつけ医を持つようにし、重複診療をやめましょう。



※後発医薬品：これまで使われてきた医薬品の特許が切れた後に、開発会社以外の製薬会社から同等の品質で製造販売される医薬品のことで、ジェネリック医薬品とも呼ばれています。一般的に、開発コストが大幅に抑えられるため、低価格であり、医療費削減策として、国も使用を促進しています。

※地域差指数：全国の市町村の国民健康保険加入者数や年齢層などの差異を考慮したうえで、全国平均を1.00として、各市町村の医療費がどの程度かを表した数値です。数値が1.14を超えた市町村は厚生労働大臣から「指定市町村」に指定され、国保事業の運営安定化に関する計画を定め、計画に沿った医療費の適正化・運営の安定化のための措置をとらなければなりません。本市の場合、平成21、22年度に「指定市町村」の指定を受けていましたが、平成23年度には「準指定市町村」に移行しています。

※準指定市町村：各都道府県独自の基準により指定されます。香川県の場合、地域差指数が1.10を超えた市町村は県知事から指定され、「指定市町村」に準じて、国保事業の運営安定化に関する計画の策定や計画に沿った医療費の適正化・運営の安定化のための措置をとることが望ましいとされています。

主要な施策Ⅲ -2-4 地域保健・医療の充実

◆基本方針

健康増進計画「健やか まるがめ21」に基づき、すべての人が健やかで心豊かに生活できる社会の実現に向けて、生活習慣を改善し健康づくりに取り組む人々を社会全体で支援できる環境の整備を図り、心の健康、運動、食事、健康管理、地域・環境のそれぞれの領域から、市民がいきいきと暮らしていくための施策を展開します。

また、市民が安心して暮らせるよう、広域連携など安定した医療の提供に努めます。

◆施策を進めるにあたって

保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスを提供するとともに、サービスの利用を促進する必要があります。

市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、意識の啓発や情報の提供に努める必要があります。

◆施策の展開

①健康づくりの推進

健康増進計画「健やか まるがめ21」に基づき、市民の健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図り、生活習慣を改善するための健康づくり施策を関係団体や関係部門と連携し、市民との協働で推進します。

②母子保健の充実

妊娠期から乳幼児期を通じて、健康診査、予防接種、健康教育、健康相談、家庭訪問などきめ細かな活動を通し、母子保健の一層の充実に努めるとともに、安心な妊娠・出産や子どもの健やかな育ちを支える環境整備に取り組みます。

重点推進プロジェクト

〈重点課題2-③〉 妊婦・乳幼児健康診査の実施と受診啓発  
 予防接種の実施と普及啓発  
 乳児を持つ家庭への全戸訪問  
 育児相談の実施

③健康診査受診の促進

関係機関などと連携し、生活習慣病予防や疾病の早期発見・早期治療のために、特定健診やがん検診など充実した健康診査の実施と受診率の向上に取り組めます。

また、自身の健康状態を知り、より良い生活習慣を身につけるための特定保健指導の実施や健康教育、健康相談などの充実を図ります。

④精神保健と自殺対策の推進

精神保健に関する相談事業やこころの健康に関する普及啓発事業の充実を図り、市民のこころの健康の保持増進を図るとともに、自殺防止の推進体制の整備に努めます。

⑤食育の推進

乳幼児期からすべての世代を対象に、関係団体や関係部門と連携して食育を推進します。


重点推進プロジェクト

〈重点課題2-①〉 食育講座の開催

⑥救急医療体制の充実

医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携し、市民に安定した医療サービスを提供します。また、中讃保健医療圏病院群輪番制<sup>※</sup>病院事業や離島救急患者輸送事業により、救急医療対策を充実します。

◆成果指標

達成度を測るための指標	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
「健康づくりや身近な医療環境の充実に関する取組」に対する市民満足度	57.4%	 (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
健康診査受診率 ①特定健診 ②各種がん検診	①34.1% ②22.4%	①65.0% ②40.0%	健康診査受診対象者のうち受診した者の割合
乳幼児・妊婦健康診査受診率 ①乳幼児（3か月児、1歳6か月児、3歳児） ②妊婦	①94.6% ②86.7%	①100% ②92.0%	①対象者のうち受診した者の割合 ②受診票の使用枚数／交付枚数
若返り筋トレ教室の会員数	338人	500人	若返り筋トレ教室に登録された会員数

◆市民と共にまちづくり

- 各種健診の受診やサービスの利用などにより、自ら健康づくりに努めましょう。
- 事業者は、従業員の健康管理に努めましょう。

※中讃保健医療圏病院群輪番制：市町からの委託を受けた中讃保健医療圏内の複数の病院が夜間休日診療を実施し、重症救急患者に対応すること。

政策目標Ⅳ-1 互いの人権を尊重し、個性と能力が発揮できるまち【人権】

主要な施策Ⅳ-1-1 人権尊重社会の実現

◆基本方針

人権尊重都市宣言に則り、すべての人々の人権が尊重されるまちをつくるため、あらゆる機会を通じて、様々な人権に関する正しい理解を深めるための人権教育・啓発を推進します。

◆施策を進めるにあたって

近年、急速な情報化社会の進展や社会構造の変化などにともない、インターネットを悪用した人権侵害や社会的弱者への虐待など新たな社会問題への対応が課題となっています。

このため、関係機関・団体などとの連携強化のもと、すべての人々の人権が尊重される社会の実現をめざし、新たな諸課題を含め人権問題全般の解決に向けた教育・啓発活動を効果的かつ継続的に推進する必要があります。

◆施策の展開

①人権啓発と人権教育の推進

同和問題をはじめとする差別や偏見に対し、関係機関との連携のもと、家庭、学校、地域、職域などあらゆる場や機会を通じた人権啓発と人権教育を推進します。

②人権問題に関する相談体制の充実

人権擁護委員や関係機関との連携のもと、基本的人権の擁護や人権侵害からの救済など、人権に関するあらゆる相談のできる体制を整えます。

③隣保館活動の充実

隣保館の啓発活動や講座、福祉活動の充実を図り、市民の交流を促進します。

◆成果指標

達成度を測るための指標	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
「人権教育、啓発活動など人権尊重に関する取組」に対する市民満足度	63.9%	▲ (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
人権に関する講演会、研修会に参加した市民の割合	16.7% (平成21年度)	▲ (平成26年度)	人権・同和問題意識調査の結果による
憲法の人権尊重理念が守られていると思う市民の割合	43.4% (平成21年度)	▲ (平成26年度)	人権・同和問題意識調査の結果による
隣保館の利用者数	7,061人	8,000人	1年間に隣保館を利用した人数

◆市民と共にまちづくり

- 基本的人権を尊重し、自ら人権意識の高揚に努めましょう。
- 事業者は、事業所内での人権啓発を実践し、雇用や待遇による差別をなくしましょう。

人権尊重都市宣言

(平成17年9月1日議決)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。

日本国憲法のもとに、平和で民主的な明るい社会を実現するには、部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃し、すべての人々の権利が尊重されることが必要かつ不可欠であり、国民的課題である。

ここに丸亀市は、「人権尊重都市宣言」を行い、人権の確立を市民一人ひとりが希求することを誓い、明るい地域社会の実現を期する。

主要な施策Ⅳ-1-2 男女共同参画社会の実現

◆基本方針

男女共同参画宣言都市として、男女が共に生き生きと暮らせるまちをつくるため、あらゆる分野で、お互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画社会の実現に向けての意識づくりや環境づくりを進めます。

◆施策を進めるにあたって

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来などにより、家族や地域社会が大きく変化するなか、現代社会が抱える様々な課題を解決するためには、性別に捉われず、すべての人が能力を発揮する、男女共同参画社会のより一層の進展が求められます。

あらゆる機会を通じて、男女共同参画についての気づきを促す広報・啓発活動や学習教育活動を推進するなど積極的な意識改革に取り組むとともに、家庭、職場、地域などで、男女が対等に活動できる基盤づくりに努めます。

◆施策の展開

①男女共同参画社会を実現するための意識の改革

広報・啓発活動や学校教育、社会教育など様々な場を通じ、これまでの社会制度や慣行の見直し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を推進します。

また、DV\*などの暴力の防止に努め、人権尊重や男女平等に関する意識啓発を推進します。

②あらゆる分野への男女共同参画の推進

各種審議会などへの女性の積極的な登用や、市政をはじめ、企業や団体における女性の参画拡大の働きかけなどを行い、家庭や社会における男女共同参画を推進します。


また、男女がそれぞれのライフステージ\*で積極的に社会参画できるよう、支援体制の整備に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた啓発に取り組みます。

\* DV（英：Domestic Violence ドメスティック・バイオレンス）：同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことです。近年ではDVの概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もあります。

\* ライフステージ：人間の一生において 節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職など）によって区分される生活環境の段階のことをいいます。

\* 審議会等：本市において設置されている審議会などのことで、地方自治法第180条の5に規定する委員会と同法第202条の3に規定する附属機関のことを指します。

◆成果指標

達成度を測るための指標	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
「男女が共に活躍するための啓発や支援に関する取組」に対する市民満足度	60.1%	 (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
市役所における女性管理職の割合	9.1%	20.0%	一般事務職を対象とした数値
審議会等*委員の女性登用率	25.7%	40.0%	市が設置する審議会等の委員のうち女性委員の占める割合
女性のいない審議会等の割合	18.4%	0%	市が設置する審議会等のうち女性委員のいない審議会等の占める割合

◆市民と共にまちづくり

- 男女が共に社会の対等なパートナーとして互いの人権を尊重し、家庭・職場・学校・地域などのあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めましょう。
- 事業者は、職場で男女が対等に参画できる機会を確保するとともに、職場と家庭・地域などの活動を両立できる環境を整えましょう。

丸亀市男女共同参画都市宣言

(平成17年12月1日議決)

すべての人は 男女の枠を超え その人らしく  
自立して生きるために 自らの意思であらゆる  
分野に参画する機会を持ち 等しく責任を負います  
市民一人ひとりの主体的で多様な生き方を尊重し  
男女がともに生き生きと暮らせるまちをめざして  
ここに丸亀市は「男女共同参画都市」を宣言します

政策目標Ⅳ-2 元気で心豊かな子どもたちが育つまち【子育てと教育】

主要な施策Ⅳ-2-1 子育て支援の充実

◆基本方針

就学前の子どもにとって最良の教育と保育を提供するため、サービスの充実と体制の構築に努めるとともに、安全安心な保育環境の整備に努めます。

また、子どもや子育て家庭の居場所づくりや子育てに関する学習や交流の機会を確保することで、誰もが安心して子育てができる環境を整えます。

◆施策を進めるにあたって

「子育てハッピープランまるがめ」に基づき、多様化する市民の保育ニーズへの対応など地域の実情に合った子育て支援サービスを提供することが重要です。

また、国において検討が進められている新たな次世代育成支援のための「子ども・子育て新システム」への対応が求められています。

◆施策の展開

①多様な保育サービスの提供と施設整備

延長保育や乳児保育、一時預かり保育、休日保育など多様化するニーズに対応した保育内容の充実を図るとともに、保育所の耐震化など安全安心な施設整備に努めます。

重点推進プロジェクト

- 〈重点課題1-①〉保育所の耐震化 【再掲】
- 〈重点課題2-②〉延長・乳児・一時預かり・休日保育の実施  
保育所施設の増改築

②子育て家庭に対する支援の充実

子どもを安心して産み育てられるよう、地域子育て支援事業やファミリー・サポート・センター\*事業などの支援制度の充実を図り、子育て家庭の居場所づくりに努めます。

また、関係機関や団体との連携のもと、要保護児童への対応、発達障がい児支援、病児・病後児保育や障がい児保育の提供など援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取組を推進するとともに、乳幼児や子どもの医療費負担の軽減に努めるなど多面的な子育てに対する不安や負担の軽減に努めます。

重点推進プロジェクト

- 〈重点課題2-②〉ファミリー・サポート・センター事業の実施  
地域子育て支援拠点事業の実施

発達障がい児などの相談支援の実施  
病児・病後児保育・障がい児保育の実施  
乳幼児・こども医療給付の充実

③子どもにとって最良の教育・保育の提供

国の「子ども・子育て新システム」の動向を注視しながら、子どもにとって最適な幼児教育と保育のあり方について研究を進め、最良のサービスの提供に努めます。

④放課後子どもプランの推進

就労などの理由により昼間保護者が不在の児童のために、青い鳥教室\*や放課後子ども教室を開き、放課後の遊びや活動の場を確保するとともに、すべての子どもが地域住民との交流を通じて心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

重点推進プロジェクト

- 〈重点課題2-②〉青い鳥教室、放課後子ども教室の実施

◆成果指標

達成度を測るための指標	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
「保育サービスや子育て相談など子育て支援に関する取組」に対する市民満足度	46.3%	▲ (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
特別保育の実施箇所数 ①延長保育 ②病児・病後児保育	①10箇所 ② 0箇所	①12箇所 ② 1箇所	特別保育を実施している市内保育所数
耐震化の完了した保育所の割合	50%	100%	市立保育所のうち耐震化を完了した保育所の占める箇所割合
ファミリー・サポート・センターの登録者数	146人	600人	ファミリー・サポート・センターに登録している会員数
青い鳥教室の入会待機児童数	0人	0人を維持	青い鳥教室への入会を待機している人数

◆市民と共にまちづくり

- 次世代を担う子どもたちやその家庭を社会全体で支援することへの理解を深め、それぞれの役割を果たしながら一体となって子育てに取り組みましょう。
- 事業者は、育児に関わる者が働きやすい職場環境づくりに努めましょう。

\*ファミリー・サポート・センター：子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、助け合う組織のことです。  
\*青い鳥教室：放課後留守家庭児童会のことを指すことばで、共働き家庭など放課後も保護者が不在の小学校低学年児童に対して、学校施設などで行っている健全育成事業のことです。

主要な施策Ⅳ-2-2 学校教育の充実

◆基本方針

すべての子どもが、安全安心な環境で教育を受けられるよう施設や体制の整備を進めるとともに、学校、家庭、地域などのあらゆる場面で、意欲的に学習活動を行い、確かな学力と社会性の基礎が身につくよう努めます。

また、子どもたちの「自立と共生」を促す小中一貫教育の充実や学校給食での地産地消、食育の推進など特色のある教育を家庭や地域とも連携しながら提供します。

◆施策を進めるにあたって

子どもたちが安心して学習に取り組めるよう、より良い学習環境づくりが必要です。また、子どもたちが、社会のルールやマナーを守り、他人と共に協調し、思いやる心や感動する心などを身に付け、生き生きとした生活を送れるよう、学校・家庭・地域が連携して、子どもの育ちを見守る仕組みをつくとともに、学期制などこれまでの教育の成果や問題点を検証し、総合的な地域教育力の向上につなげていく必要があります。

◆施策の展開

①小中一貫教育の推進

小学校と中学校の連携を強化し、義務教育9年間に継続的で一貫性のある指導を行うための小中一貫教育の確立に取り組み、学力の向上と自分の目標に向かってみんなと協力して行動できる能力を備えた子どもの育成をめざします。

また、学校・家庭・地域が連携して、地域資源を生かした教育や地域の人たちとの関わり合いによる社会体験を学校教育に組み入れることにより、子どもたちの郷土への愛着や公共心、豊かな人間性を育みます。

重点推進プロジェクト

〈重点課題2-①〉小中学校の連携強化  
学校と地域の交流促進

②学校教育施設の整備

学校施設の耐震化や改築を推進して、安全安心な学習環境を確保するとともに、教育内容の多様化にも対応できるよう、計画的な学校施設や設備の整備を図ります。

重点推進プロジェクト

〈重点課題1-①〉小中学校・幼稚園の耐震化 【再掲】  
〈重点課題2-①〉校舎・園舎・体育館などの増改築

③子どもの安全と安心の確保

子どもの安全確保のため、保護者や学校、地域の連携による見守り活動の推進をはじめ、安全に対する啓発活動を進めるとともに、いじめや不登校などの心の問題に対しても、一体的な相談支援体制の充実に努めます。

また、関係機関との連携のもと、特別支援教育の充実を図り、適切な就学相談、就学指導に努めます。

重点推進プロジェクト

〈重点課題2-①〉地域での健全育成活動・パトロールなどの実施

④学校給食の充実

学校給食を生きた教材として、地産地消の推進と食文化の継承に取り組むなど子どもたちの望ましい食習慣の形成と食に関する理解の促進に努めます。

また、すべての市立幼稚園と小中学校に、安全安心で、おいしい給食を届けられるよう、学校給食の充実に取り組みます。

重点推進プロジェクト

〈重点課題2-①〉学校給食での地産地消と食育の推進

◆成果指標

達成度を測るための指標	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
「学校教育の充実、教育施設の整備に関する取組」に対する市民満足度	58.1%	▲ (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
学校施設の耐震化率	66.9%	100%	幼稚園、小学校、中学校における耐震化の完了した棟数割合
学力調査における全国平均との差 ①小学校3～6年生 ②中学校1、2年生	① 0点 ② -0.6点	①5.0点 ②5.0点	学力調査の市の平均点から全国の平均点を引いた数値
学校給食での残菜率 ①小学校 ②中学校	①5.8% ②8.0%	①5.0% ②7.0%	給食量のうち食べ残し量の占める割合
学校給食での地産地消率 ①丸亀産 ②県内産	① 7.7% ②29.9%	①10.0% ②35.0%	調味料を除く全食材のうち丸亀産及び県内産の食材の割合

◆市民と共にまちづくり

- 学校教育に協力するとともに、地域ぐるみで子どもの健やかな育ちを見守りましょう。
- 家庭や地域で子どもの食への関心と理解を深め、健全な食習慣の形成に努めましょう。